



発行 新潟県

号外 4
平成31年 3月29日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 31 新潟県財務規則の一部を改正する規則(財政課)
- 32 新潟県消費生活審議会規則の一部を改正する規則(消費者行政課)
- 33 新潟県消費者苦情処理委員会規則の一部を改正する規則(消費者行政課)
- 34 新潟県災害対策本部規則の一部を改正する規則(危機対策課)
- 35 新潟県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則(児童家庭課)
- 36 産業労働観光部の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則(産業政策課)

訓 令

- 8 新潟県文書規程の一部改正(法務文書課)
- 9 新潟県物価監視班設置規程の一部改正(消費者行政課)
- 10 新潟県青少年総合対策本部設置規程の一部改正(児童家庭課)
- 11 新潟県労働金庫検査規程の一部改正(労政雇用課)
- 12 新潟県財務規則第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令の一部改正(出納局管理課)

告 示

- 349 新潟県広報広聴規程の一部改正(知事部局広報広聴課)
- 350 新潟県資金前渡取扱規程の一部改正(出納局管理課)
- 351 会計管理者が指定する事務所所属出納員及び課補助職員の一部改正(出納局管理課)
- 352 財務現金取扱員を置く課、その他の組織の指定の一部改正(出納局管理課)
- 353 会計管理者が指定する事務所物品出納員の一部改正(出納局管理課)

規 則

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第31号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加号細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(8) (略)</p> <p>(9) 県税徴収金 県税並びに県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、滞納処分費、過料、通告処分による罰金及び<u>追徴金相当額</u>、通告処分費並びに没収金をいう。</p> <p>(10) ～(19) (略)</p> <p>(<u>土木部長等の専決事項の特例</u>)</p> <p>第6条 知事は、土木部長又は警察本部長がその専決することができる権限の範囲において都市局長又は警察本部の部長の職にある者に専決させるべき範囲を定めるときは、第4条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その範囲に相当する権限をこれらの者に専決させる。</p> <p>2 土木部長及び警察本部長は、前項の規定により専決させるべき範囲を定めるときは、その範囲及び専決させるべき者について、あらかじめ総務管理部長の承認を得なければならない。</p> <p>3 土木部長及び警察本部長は、第1項の規定により専決させるべき範囲を定めたときは、その内容を会計管理者に通知しなければならない。</p> <p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第35条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年新潟県条例第40号）第1条に規定する規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。</p> <p>(1) 次に掲げる物品の借上げに係る契約 ア～セ (略) ノ <u>寝具</u></p> <p>(2) ・(3) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(8) (略)</p> <p>(9) 県税徴収金 県税並びに県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、滞納処分費、過料、通告処分による罰金及び<u>科料</u>相当額、通告処分費並びに没収金をいう。</p> <p>(10) ～(19) (略)</p> <p>(<u>産業労働観光部長等の専決事項の特例</u>)</p> <p>第6条 知事は、<u>産業労働観光部長</u>、土木部長又は警察本部長がその専決することができる権限の範囲において<u>観光局長</u>、都市局長又は警察本部の部長の職にある者に専決させるべき範囲を定めるときは、第4条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その範囲に相当する権限をこれらの者に専決させる。</p> <p>2 <u>産業労働観光部長</u>、土木部長及び警察本部長は、前項の規定により専決させるべき範囲を定めるときは、その範囲及び専決させるべき者について、あらかじめ総務管理部長の承認を得なければならない。</p> <p>3 <u>産業労働観光部長</u>、土木部長及び警察本部長は、第1項の規定により専決させるべき範囲を定めたときは、その内容を会計管理者に通知しなければならない。</p> <p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第35条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年新潟県条例第40号）第1条に規定する規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。</p> <p>(1) 次に掲げる物品の借上げに係る契約 ア～セ (略)</p> <p>(2) ・(3) (略)</p>

(徴収又は収納の委託)

第105条 (略)

2 総務管理部長は、県税徴収金(県税に係る過料、通告処分による罰金及び追徴金相当額、通告処分費並びに没収金を除く。以下この項、次項、第106条、第109条第1項及び第110条において同じ。)の収納の事務を次に掲げる基準を満たしている者に委託することができる。

3・4 (略)

(徴収事務の受託者の払込み手続)

第108条 徴収事務の受託者は、徴収の委託を受けた収入金を領収したときは、受託現金払込書により速やかに(県が期日を指定した場合にあつては、その期日までに)指定金融機関等に払い込まなければならない。

(精算の確認)

第126条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものの精算額については、資金精算書以外の書類で確認することができる。

(1) (略)

(2) 交際費、若草寮に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、日本放送協会に対し支払う受信料、高速自動車国道の通行に係る料金(以下「高速道路通行料金」という。)並びに女性福祉相談所又はあかしや寮において支払う扶助費に係るもの(前号に掲げるものを除く。)

3・4 (略)

(資金前渡の範囲)

第131条 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供に伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費及び日本放送協会に対し支払う受信料については、施行令第161条第1項第15号の規定により資金前渡の方法によつて支払うことができる。

2 (略)

別表第1 (第2条関係)

名	称	所管組織
(略)		(略)
(略)		

(徴収又は収納の委託)

第105条 (略)

2 総務管理部長は、県税徴収金(県税に係る過料、通告処分による罰金及び科料相当額、通告処分費並びに没収金を除く。以下この項、次項、第106条、第109条第1項及び第110条において同じ。)の収納の事務を次に掲げる基準を満たしている者に委託することができる。

3・4 (略)

(徴収事務の受託者の払込み手続)

第108条 徴収事務の受託者は、徴収の委託を受けた収入金を領収したときは、受託現金払込書により速やかに指定金融機関等に払い込まなければならない。

(精算の確認)

第126条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものの精算額については、資金精算書以外の書類で確認することができる。

(1) (略)

(2) 交際費、若草寮に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、高速自動車国道の通行に係る料金(以下「高速道路通行料金」という。)並びに女性福祉相談所又はあかしや寮において支払う扶助費に係るもの(前号に掲げるものを除く。)

3・4 (略)

(資金前渡の範囲)

第131条 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供に伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費については、施行令第161条第1項第15号の規定により資金前渡の方法によつて支払うことができる。

2 (略)

別表第1 (第2条関係)

名	称	所管組織
(略)		(略)
青少年研修センター		
(略)		

<p>(略)</p> <p>別表第7 (第21条関係) (略) 備考 1～5 (略) <u>6 賠償金の額の決定のうち、その額が零であるものについては、合議を要しない。</u> <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) <u>10</u> (略)</p>	<p>(略)</p> <p>別表第7 (第21条関係) (略) 備考 1～5 (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成30年度に属する歳入歳出の執行及び決算その他に関しては、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成31年3月31日限りで廃止される次の表の左欄に掲げる課又は事務所の平成30年度に係る会計事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理するものとする。

<p>県民生活・環境部消費者行政課 産業労働観光部産業政策課 " 産業振興課 " 商業・地場産業振興課 " 産業立地課 " 労政雇用課 " 職業能力開発課 " 観光局観光企画課 " " 国際観光推進課 青少年研修センター</p>	<p>県民生活・環境部県民生活課 産業労働部産業政策課 " 創業・経営支援課 " 産業振興課 " 商業・地場産業振興課 " 産業立地課 " 労政雇用課 " 職業能力開発課 観光局観光企画課 " 国際観光推進課 教育庁生涯学習推進課</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

新潟県消費生活審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第32号

新潟県消費生活審議会規則の一部を改正する規則

新潟県消費生活審議会規則(昭和44年新潟県規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(庶務) 第11条 審議会の庶務は、<u>県民生活・環境部県民生活課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第11条 審議会の庶務は、<u>県民生活・環境部消費者行政課</u>において処理する。</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

新潟県消費者苦情処理委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第33号

新潟県消費者苦情処理委員会規則の一部を改正する規則

新潟県消費者苦情処理委員会規則（昭和53年新潟県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>県民生活・環境部県民生 活課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>県民生活・環境部消費者 行政課</u> において処理する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

新潟県災害対策本部規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第34号

新潟県災害対策本部規則の一部を改正する規則

新潟県災害対策本部規則(昭和41年新潟県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前																																								
<p>(統括調整会議)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 統括調整会議は、統括調整部長、統括調整部副部長、<u>統括調整部の各グループリーダー、各サブリーダー、各班長及び各局長並びに統括調整部長</u>が指定する部の統括調整員をもつて構成し、統括調整部長が主宰する。</p> <p>別表第1 (第6条関係)</p> <p>(1) 統括調整部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">統括調整部長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">(略)</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">統括調整部副部長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">(略)</td></tr> <tr><td style="padding: 2px; border: 2px solid black;">広域応援・受援調整グループリーダー</td></tr> <tr><td style="padding: 2px; border: 2px solid black;">サブリーダー</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">情報収集班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">(略)</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">(略)</td></tr> <tr><td style="padding: 2px; border: 2px solid black;">救援救助班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px; border: 2px solid black;">副班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">航空運用調整班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">副班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">(略)</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">(略)</td></tr> </table> <p>(2) 保健医療教育部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">保健医療教育部長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">保健医療教育部副部長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">統括調整員</td></tr> <tr><td style="padding: 2px; border: 2px solid black;">保健医療調整班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px; border: 2px solid black;">副班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">(略)</td></tr> </table> <p>(3) 被災者対策部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">被災者対策部長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">被災者対策部副部長</td></tr> </table>	統括調整部長	(略)	統括調整部副部長	(略)	広域応援・受援調整グループリーダー	サブリーダー	情報収集班長	(略)	(略)	救援救助班長	副班長	航空運用調整班長	副班長	(略)	(略)	保健医療教育部長	保健医療教育部副部長	統括調整員	保健医療調整班長	副班長	(略)	被災者対策部長	被災者対策部副部長	<p>(統括調整会議)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 統括調整会議は、統括調整部長、統括調整部副部長、<u>統括調整グループのグループリーダー及び各サブリーダー、統括調整部の各班長及び各局長並びに統括調整部長</u>が指定する部の統括調整員をもつて構成し、統括調整部長が主宰する。</p> <p>別表第1 (第6条関係)</p> <p>(1) 統括調整部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">統括調整部長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">(略)</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">統括調整部副部長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">(略)</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">情報収集班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">(略)</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">(略)</td></tr> <tr><td style="padding: 2px; border: 2px solid black;">広域応援・救助班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px; border: 2px solid black;">副班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">(略)</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">(略)</td></tr> </table> <p>(2) 保健医療教育部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">保健医療教育部長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">保健医療教育部副部長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">統括調整員</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">(略)</td></tr> </table> <p>(3) <u>被災者救援部</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">被災者救援部長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">被災者救援部副部長</td></tr> </table>	統括調整部長	(略)	統括調整部副部長	(略)	情報収集班長	(略)	(略)	広域応援・救助班長	副班長	(略)	(略)	保健医療教育部長	保健医療教育部副部長	統括調整員	(略)	被災者救援部長	被災者救援部副部長
統括調整部長																																									
(略)																																									
統括調整部副部長																																									
(略)																																									
広域応援・受援調整グループリーダー																																									
サブリーダー																																									
情報収集班長																																									
(略)																																									
(略)																																									
救援救助班長																																									
副班長																																									
航空運用調整班長																																									
副班長																																									
(略)																																									
(略)																																									
保健医療教育部長																																									
保健医療教育部副部長																																									
統括調整員																																									
保健医療調整班長																																									
副班長																																									
(略)																																									
被災者対策部長																																									
被災者対策部副部長																																									
統括調整部長																																									
(略)																																									
統括調整部副部長																																									
(略)																																									
情報収集班長																																									
(略)																																									
(略)																																									
広域応援・救助班長																																									
副班長																																									
(略)																																									
(略)																																									
保健医療教育部長																																									
保健医療教育部副部長																																									
統括調整員																																									
(略)																																									
被災者救援部長																																									
被災者救援部副部長																																									

<p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">被災者対策班長</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>副班長</td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	被災者対策班長		副班長		<p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">被災者情報管理班長</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>副班長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難者対策班長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副班長</td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	被災者情報管理班長		副班長		避難者対策班長		副班長	
被災者対策班長													
副班長													
被災者情報管理班長													
副班長													
避難者対策班長													
副班長													

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

新潟県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第35号

新潟県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則

新潟県青少年健全育成審議会規則（昭和42年新潟県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員<u>22人</u>以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者につき知事が任命する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>新潟県教育庁義務教育課長、高等学校教育課長、生徒指導課長及び生涯学習推進課長並びに新潟県警察本部生活安全部少年課長の職にある者</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員<u>21人</u>以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者につき知事が任命する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>新潟県教育委員会義務教育課長、高等学校教育課長及び生涯学習推進課長並びに新潟県警察本部防犯部少年課長の職にある者</u></p>

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

産業労働観光部の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第36号

産業労働観光部の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県労働審議会規則の一部改正)

第1条 新潟県労働審議会規則(昭和29年新潟県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>産業労働部労政雇用課</u> において行う。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>産業労働観光部労政雇用課</u> において行う。

(新潟県青少年健全育成条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟県青少年健全育成条例施行規則(昭和52年新潟県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(立入調査員の指定) 第16条 条例第27条第1項の規定により、知事が指定して立入調査等を行わせる職員は、次の各号に掲げる職員のうちから指定する。 (1) 福祉保健部及び <u>産業労働部</u> の関係職員 (2)～(4) (略)	(立入調査員の指定) 第16条 条例第27条第1項の規定により、知事が指定して立入調査等を行わせる職員は、次の各号に掲げる職員のうちから指定する。 (1) 福祉保健部及び <u>産業労働観光部</u> の関係職員 (2)～(4) (略)

(新潟県中小企業調停審議会規則の一部改正)

第3条 新潟県中小企業調停審議会規則(昭和57年新潟県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第4条 審議会の庶務は、 <u>産業労働部創業・経営支援課</u> において行う。	(庶務) 第4条 審議会の庶務は、 <u>産業労働観光部産業政策課</u> において行う。

(新潟県貸金業法施行細則の一部改正)

第4条 新潟県貸金業法施行細則(昭和58年新潟県規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(閲覧場所) 第4条 法第9条に規定する貸金業者登録簿(以下「登録簿」という。)は、 <u>産業労働部創業・経営支援課</u> に備え付け、一般の閲覧に供する。	(閲覧場所) 第4条 法第9条に規定する貸金業者登録簿(以下「登録簿」という。)は、 <u>産業労働観光部産業政策課</u> に備え付け、一般の閲覧に供する。

(新潟県大規模小売店舗立地審議会規則の一部改正)

第5条 新潟県大規模小売店舗立地審議会規則(平成12年新潟県規則第146号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>産業労働部商業・地場産業振興課</u> において行う。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>産業労働観光部商業・地場産業振興課</u> において行う。

(新潟県にぎわいのあるまちづくり審議会規則の一部改正)

第6条 新潟県にぎわいのあるまちづくり審議会規則(平成20年新潟県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前

<p>(庶務) 第4条 審議会の庶務は、<u>産業労働部商業・地場産業振興課</u>において行う。</p>	<p>(庶務) 第4条 審議会の庶務は、<u>産業労働観光部商業・地場産業振興課</u>において行う。</p>
-----------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第8号

本 庁
地 域 機 関

新潟県文書規程（昭和60年3月新潟県訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 主務部 当該文書に係る事案を所掌する部（知事政策局、防災局、<u>観光局</u>、交通政策局及び出納局を含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(文書の書式及び用例)</p> <p>第67条 文書の書式及び用例は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 条例</p> <p>ア 新設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>××、年、月、日</p> <p>(略)</p> <p>×この条例は、年、月、日から施行する。</p> <p>(略)</p> </div> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 一部改正</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>××、年、月、日</p> <p>(略)</p> <p>×新潟県、条例(年新潟県条例第、号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>×(この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟県、条例の規定は、年、月、日から適用する。)</p> </div> <p>エ 廃止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>××、年、月、日</p> <p>(略)</p> <p>×新潟県、条例(年新潟県条例第、号)は、廃止する。</p> <p>(略)</p> </div>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 主務部 当該文書に係る事案を所掌する部（知事政策局、防災局、交通政策局及び出納局を含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(文書の書式及び用例)</p> <p>第67条 文書の書式及び用例は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 条例</p> <p>ア 新設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>××<u>平成</u>、年、月、日</p> <p>(略)</p> <p>×この条例は、<u>平成</u>、年、月、日から施行する。</p> <p>(略)</p> </div> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 一部改正</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>××<u>平成</u>、年、月、日</p> <p>(略)</p> <p>×新潟県、条例(<u>平成</u>、年新潟県条例第、号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>×(この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟県、条例の規定は、<u>平成</u>、年、月、日から適用する。)</p> </div> <p>エ 廃止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>××<u>平成</u>、年、月、日</p> <p>(略)</p> <p>×新潟県、条例(<u>平成</u>、年新潟県条例第、号)は、廃止する。</p> <p>(略)</p> </div>

(2) 規則

ア (略)

イ 全部改正

(略)

××、年、月、日

(略)

×新潟県、規則(、年新潟県規則第、号)の全部を改正する。

(略)

ウ・エ (略)

(3) 告示

(略)

×新潟県、規則(、年新潟県規則第、号)第、条の規定により、に、に関する基準を次のとおり定める。

(において、年、月、日から、を、した旨の届出があつた。)

××、年、月、日

(略)

(4) 公告

(略)

××、年、月、日

(略)

(5) 訓令

(略)

××、年、月、日

(略)

(6) 訓

(略)

××、年、月、日

(略)

(7) (略)

(8) 指令

新潟県、第、号×
、年、月、日×

(略)

×、年、月、日付け(第、号)で申請の、について、(下記条件を付して)許可(認可)(、)します。

(略)

(9) 達

新潟県、第、号×
、年、月、日×

(略)

(10) 往復文

、第、号×
、年、月、日×

(略)

(2) 規則

ア (略)

イ 全部改正

(略)

××平成、年、月、日

(略)

×新潟県、規則(平成、年新潟県規則第、号)の全部を改正する。

(略)

ウ・エ (略)

(3) 告示

(略)

×新潟県、規則(平成、年新潟県規則第、号)第、条の規定により、に、に関する基準を次のとおり定める。

(において平成、年、月、日から、を、した旨の届出があつた。)

××平成、年、月、日

(略)

(4) 公告

(略)

××平成、年、月、日

(略)

(5) 訓令

(略)

××平成、年、月、日

(略)

(6) 訓

(略)

××平成、年、月、日

(略)

(7) (略)

(8) 指令

新潟県、第、号×
平成、年、月、日×

(略)

×平成、年、月、日付け(第、号)で申請の、について、(下記条件を付して)許可(認可)(、)します。

(略)

(9) 達

新潟県、第、号×
平成、年、月、日×

(略)

(10) 往復文

、第、号×
平成、年、月、日×

(略)

別表第2 (第65条関係)

記 号	課 名
(略)	
(略)	
産 政	(略)
創 経	創業・経営支援課
(略)	

第12号様式 (第14条関係)

電話連絡用紙

年 月 日	(略)
時 分	

(略)

第14号様式 (第17条、第18条関係)

例文登録台帳

(略)	年 月 日
-----	-------

別表第2 (第65条関係)

記 号	課 名
(略)	
消 行	消費者行政課
(略)	
産 政	(略)
(略)	

第12号様式 (第14条関係)

電話連絡用紙

平成 年 月 日	(略)
時 分	

(略)

第14号様式 (第17条、第18条関係)

例文登録台帳

(略)	平成 年 月 日
-----	----------

別記第27号様式を次のように改める。

文書閲覧 (貸出) 簿

区分	入室・閲覧時に記入									借覽時に記入		返却時に記入		
	入室 月日	保存 年限	文書 所属 年度	文書名	格納 位置	閲覧 (借覽) 者			入室・ 閲覧 承認印	鍵返却 確認印	返却 予定 月日	貸出 承認印	返却 月日	返却 確認印
						課 (所) 名	氏名	電話						
閲覧・貸出														
返却				箱・文書										
閲覧・貸出														
返却				箱・文書										
閲覧・貸出														
返却				箱・文書										
閲覧・貸出														
返却				箱・文書										
閲覧・貸出														
返却				箱・文書										
閲覧・貸出														
返却				箱・文書										
閲覧・貸出														
返却				箱・文書										

◎新潟県訓令第9号

本 庁
地 域 機 関

新潟県物価監視班設置規程（昭和49年2月新潟県訓令第5号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第6条 監視班の庶務は、 <u>県民生活・環境部</u> 県民生活課が所管する。	(庶務) 第6条 監視班の庶務は、 <u>県民生活・環境部</u> 消費者行政課が所管する。

◎新潟県訓令第10号

◎新潟県教育委員会訓令第5号

◎新潟県警察本部訓令第10号

本 庁
地 域 機 関
教育庁本庁
教育庁出先機関
県立学校
警察本部
警察署

新潟県青少年総合対策本部設置規程（昭和39年3月新潟県訓令第4号、昭和39年3月新潟県教育長訓令第4号、昭和39年3月新潟県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県教育委員会教育長 池 田 幸 博

新潟県警察本部長 花 岡 和 道

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表第1 （第4条関係） 知事政策局長 総務管理部長 県民生活・環境部長 福祉保健部長 <u>産業労働部長</u> 農林水産部長 教育次長 生活安全部長	別表第1 （第4条関係） 知事政策局長 総務管理部長 県民生活・環境部長 福祉保健部長 <u>産業労働観光部長</u> 農林水産部長 教育次長 生活安全部長
別表第2 （第4条関係） 国際課長 大学・私学振興課長 県民生活課長 福祉保健課長 医務薬事課長 健康対策課長 生活衛生課長 障害福祉課長 児童家庭課長 少子化対策課長 労政雇用課長 職業能力開発課長 経営普及課長 林政課長 都市整備課長 義務教育課長 高等学校教育課長 <u>生徒指導課長</u> 生涯学習推進課長 文化行政課長 保健体育課長 少年課長	別表第2 （第4条関係） 国際課長 大学・私学振興課長 県民生活課長 福祉保健課長 医務薬事課長 健康対策課長 生活衛生課長 障害福祉課長 児童家庭課長 少子化対策課長 労政雇用課長 職業能力開発課長 経営普及課長 林政課長 都市整備課長 義務教育課長 高等学校教育課長 生涯学習推進課長 文化行政課長 保健体育課長 少年課長

◎新潟県訓令第11号

産業労働観光部

新潟県労働金庫検査規程（昭和29年7月新潟県訓令第34号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<u>産業労働部</u>	<u>産業労働観光部</u>

◎新潟県訓令第12号

本 庁
地 域 機 関

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令（平成5年3月新潟県訓令第7号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前												
<p>第42号様式（第88条関係）</p> <p>（略）</p> <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計年度</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">年度</td> <td></td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>調定年月日 年 月 日</p> <p>納 期 限 年 月 日</p> <p>（略）</p>	（略）		会計年度	（略）	年度		<p>第42号様式（第88条関係）</p> <p>（略）</p> <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計年度</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">平成 年度</td> <td></td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>調定年月日 平成 年 月 日</p> <p>納 期 限 平成 年 月 日</p> <p>（略）</p>	（略）		会計年度	（略）	平成 年度	
（略）													
会計年度	（略）												
年度													
（略）													
会計年度	（略）												
平成 年度													
<p>第43号様式（第88条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計年度</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">年度</td> <td></td> </tr> </table> <p>（略）</p>	（略）		会計年度	（略）	年度		<p>第43号様式（第88条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計年度</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">平成 年度</td> <td></td> </tr> </table> <p>（略）</p>	（略）		会計年度	（略）	平成 年度	
（略）													
会計年度	（略）												
年度													
（略）													
会計年度	（略）												
平成 年度													
<p>第47号様式（第90条関係）</p> <p>（略） 納入通知書（領収証書）</p> <p>（略）</p> <p>上記のとおり納入してください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（略）</p>	<p>第47号様式（第90条関係）</p> <p>（略） 納入通知書（領収証書）</p> <p>（略）</p> <p>上記のとおり納入してください。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>（略）</p>												
<p>第95号様式（第141条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">相手方登録申込書</p> <p>（略）</p>	<p>第95号様式（第141条関係）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">相手方登録申込書</p> <p>（略）</p>												

告 示

◎新潟県告示第349号

新潟県広報広聴規程（平成2年6月新潟県告示第1654号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第5条、第7条関係）		別表（第5条、第7条関係）	
部 局	職	部 局	職
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>産業労働部</u>	(略)	<u>産業労働観光部</u>	(略)
<u>観光局</u>	<u>観光企画課企画主幹</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)

◎新潟県告示第350号

新潟県資金前渡取扱規程（昭和57年3月新潟県告示第946号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
(支払)	(支払)
第6条 (略)	第6条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 資金前渡職員は、次に掲げる経費について、債権者との間で口座引落しの方法による支払を行う旨の取り決めを行ったときは、口座引落しの方法により支払うことができる。	4 資金前渡職員は、 <u>社会保険料（労働保険料を除く。）並びに電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費</u> について、債権者との間で口座引落しの方法による支払を行う旨の取り決めを行ったときは、口座引落しの方法により支払うことができる。
(1) <u>社会保険料（労働保険料を除く。）</u>	
(2) <u>電気、ガス又は水の供給に係る経費</u>	
(3) <u>電気通信役務の提供に係る経費</u>	
(4) <u>前2号の供給又は提供に伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費</u>	
(5) <u>日本放送協会に対し支払う受信料</u>	

◎新潟県告示第351号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第7条第2項第4号及び第8条第1項第5号の規定により、会計管理者が指定する事務所所属出納員及び課補助職員（平成22年1月5日新潟県告示第31号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第7条第2項第4号及び第8条第1項第5号の規定により、会計管理者が指定する事務所所属出納員及び課補助職員は、下記の組織において会計事務を担当する職員とし、平成22年2月1日から実施する。 1 (略) 2 課補助職員を置く組織 (略) 土木部都市局営繕課 <u>教育庁生徒指導課</u>	新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第7条第2項第4号及び第8条第1項第5号の規定により、会計管理者が指定する事務所所属出納員及び課補助職員は、下記の組織において会計事務を担当する職員とし、平成22年2月1日から実施する。 1 (略) 2 課補助職員を置く組織 (略) 土木部都市局営繕課

◎新潟県告示第352号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第8条第1項第1号の規定により財務現金取扱員を置く課、その他の組織の指定（昭和57年3月新潟県告示第947号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第8条第1項第1号の規定により財務現金取扱員を置く課、その他の組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施し、新潟県財務規則（昭和39年新潟県規則第12号）第4条第1項第4号の規定により事務所出納員を置く所在地内事務所及び財務現金取扱員を置く課、事業所その他の組織指定（昭和39年3月新潟県告示第317号）は、昭和57年3月31日限り廃止する。 (略) <u>産業労働部創業・経営支援課</u> (略)	新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第8条第1項第1号の規定により財務現金取扱員を置く課、その他の組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施し、新潟県財務規則（昭和39年新潟県規則第12号）第4条第1項第4号の規定により事務所出納員を置く所在地内事務所及び財務現金取扱員を置く課、事業所その他の組織指定（昭和39年3月新潟県告示第317号）は、昭和57年3月31日限り廃止する。 (略) <u>産業労働観光部産業政策課</u> (略)

◎新潟県告示第353号

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第8条第2項第2号の規定により、会計管理者が指定する事務所物品出納員（平成25年11月8日新潟県告示第1273号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第8条第2項第2号の規定により、会計管理者が指定する事務所物品出納員は、次の組織において会計事務を担当する職員とする。 (略)	新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第8条第2項第2号の規定により、会計管理者が指定する事務所物品出納員は、次の組織において会計事務を担当する職員とする。 (略) <u>青少年研修センター</u>